

中野市環境審議会の概要

1 設置の根拠

中野市環境審議会条例（平成17年4月1日中野市条例第113号）

2 審議事項

市長の諮問に応じ、次の事項を調査審議します。

中野市環境基本条例に基づく環境基本計画の策定及び変更に関すること。

中野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づく一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料に関すること。

中野市環境保全及び公害防止に関する条例に基づく河川の水質に係る環境の基準、水質汚濁等の規制基準及び環境保全地区の指定に関すること。

中野市自然保護条例に基づく自然休養地の指定及び自然休養地開発の許可基準に関すること。

このほか、産業廃棄物処分や自然保護、環境保全に関する事項について、市長に意見を述べることができます。

3 任期

平成21年6月3日からの2年間です。推薦団体での役職交代により、審議会委員を交代する場合は、前任者の残任期間とします。

4 会議

会長及び副会長は、委員の互選により選ばれます。会長は、審議会を招集し、議長として会議を進行します。

委員の過半数が出席しなければ、審議会を開くことができません。

議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決めます。